

令和元年 7 月 24 日

各位

会社名 株式会社 H&H ホールディングス
代表者名 代表取締役 櫻垣慎司
問合せ先 経理部長 山本公平
電話番号 03-6811-0975

ストック・オプション（新株予約権）の発行に関するお知らせ

当社は、令和元年 6 月 14 日開催の定時株主総会において、新株予約権の発行を決議しましたので、お知らせします。

記

1. ストックオプションを発行する理由

当社及び子会社の代表取締役・使用人に当社グループ全体の業績向上という共通のインセンティブを与え、意欲や士気を高めることを目的として、当社及び子会社の代表取締役・使用人に対して、新株予約権を発行するものであります

2. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

株式会社 H&H 葛飾の使用人	1 名	5 個
株式会社 H&H 大森・蒲田の使用人	1 名	5 個
株式会社 H&H 新宿の使用人	1 名	5 個
合計	3 名	15 個

3. 新株予約権の内容

（1）新株予約権の名称

第 2 回新株予約権

（2）新株予約権の割当対象者及び特に有利な条件で新株予約権を引き受ける者の募集をすることを必要とする理由

当社の企業価値向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、当社、当社子会社の取締役及び使用人に対し当社第 2 回新株予約権を無償で割り当てる。

(3) 新株予約権の数

15個

新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式の総数は15株とし、下記(6)

①により付与株式数が調整された場合は、調整後付与株式数に上記新株予約権の数を乗じた数とする。

(4) 新株予約権の払込金額

新株予約権につき、金銭の払込みを要しないこととする。

(5) 割当日

2019年6月14日

(6) 新株予約権の内容

① 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「付与株式数」という。）は1株とする。

なお、割当日後、当社が当社普通株式につき株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整し、調整による1株未満の端数は切り捨てる。

調整後付与株式数 = 調整前付与株式数 × 分割・併合の比率

また、上記のほか、割当日後、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

② 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権1個当たり金2,000,000円

新株予約権1個当たりの行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、金2,000,000円とする。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額を調整する。

i 当社が当社普通株式につき株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

1

調整後行使価額 = 調整前行使価額 × _____
分割・併合の比率

ii 当社が時価（但し、当社普通株式がいざれかの株式公開市場に上場される前においては、その時点における調整前行使価額を時価とみなす。）を下回る価額で、当社普通株式につ

き新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む。）の行使による場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{時価}}$$
$$\text{行使価額} = \text{行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「既発行株式数」とは、当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」と読み替えるものとする。

- iii 上記 i 及び ii のほか、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じた場合、合理的な範囲で行使価額を調整する。

③ 新株予約権を行使することができる期間

2021年6月15日から2029年6月13日までとする。

④ 新株予約権の行使の条件

- i 新株予約権者は、権利行使時においても、当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了もしくは定年退職の場合又は、その他新株予約権者の退任もしくは退職後の権利行使につき正当な理由があると当社取締役の過半数の決定（当社が取締役会設置会社となった場合は、当社取締役会の決議。以下「当社取締役の過半数の決定」の記載につき同じ。）により認めた場合は、この限りでない。
- ii 新株予約権者は、当社普通株式がいずれかの株式公開市場に上場した場合にのみ新株予約権を行使することができる。ただし、当社取締役の過半数の決定により認めた場合は、この限りでない。
- iii 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による新株予約権の行使は認めないものとし、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。
- iv 新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。
- v 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は従業員のいずれの地位も有しなくなった場合（任期満了もしくは定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役の過半数の決定により当該新株予約権の権利行使を認めることがない旨を決定することができる。この場合においては、当該新株予約権は会社法第287条の定めに基づき消滅するものとする。

⑤ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

i 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項の規定に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

ii 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記i記載の資本金等増加限度額から上記iに定める増加する資本金の額を減じた額とする。

⑥ 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の事前の承認を要する。

⑦ 新株予約権の取得条項

i 新株予約権者が当社、当社の子会社又は当社の関連会社の取締役、監査役又は使用人のいずれの地位も有しなくなった場合（取締役の任期満了又は従業員の定年退職の場合を除く。）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日にその新株予約権者が保有する新株予約権を無償で取得することができる。

ii 以下の議案が株主総会で決議された場合（株主総会が不要の場合は、当社取締役会の決議があった場合）、当社は、当社取締役会の決議により別途定める日に新株予約権を無償で取得することができる。

(i) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(ii) 当社が分割会社となる吸収分割契約又は新設分割計画承認の議案

(iii) 当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画承認の議案

iii 当社は、当社取締役会の決議により別途定める日が到来したときに、新株予約権の全部又は一部を無償で取得することができる。なお、新株予約権の一部を取得する場合は、当社取締役会の決議によってその取得する新株予約権の一部を決定する。

以上